

面会制限開始・解除基準（COVID-19）

レベル	COVID-19発生状況	県定点 報告数	山鹿定点 報告	面会制限	一般病棟（2階～5階）における面会者の範囲	緩和ケア病棟における面会者の範囲	面会の条件
I	国内COVID-19発生報告なし	0	0	制限なし	・制限なし ※平時より小学生までは面会不可	・制限なし	①面会者表に記名し、面会者カードを携帯すること ②発熱、咳、咽頭痛などの症状がないこと ③COVID-19などの感染症に罹患している方との接触がないこと ④COVID-19罹患歴がある場合は、発症後1週間以上経過していること ⑤病院出入り口と病室出入り口で手指消毒を行うこと
II	国内COVID-19発生報告あり しかし、 県内COVID-19発生報告なし	0	0				
III	県内COVID-19発生報告あり	1～9	1～9	制限あり	・同居者または親族であること ※同居者または親族がいない場合は介助者 ・1回につき2名まで15分以内 ※1日の人数と回数の制限はありません。 ・中学生までは面会不可	・同居者または親族であること （同居者または親族がいない場合は介助者） 加えて患者本人とキーパーソンの許可がある方は面会可 ・小学生までは面会不可 ただし主治医の許可がある場合に限り面会可 ・面会の人数制限はありません。 ※病室内へは2名ずつの入室をお願いします。 ・面会時間の制限はありません。 ※患者さんの体調を考慮して面会をお願いします。	上記①～⑤に追加して ⑥サージカルマスクを着用すること
IV		10～20	10～20				
V	県内COVID-19流行あり	20以上	20以上		・同居者（同居者がいない場合は介助者）であること ・1回につき2名まで15分以内とし、1日につき最大2名まで可 ・高校生までは面会不可	・同居者または親族であること （同居者または親族がいない場合は介助者であること） ・1回につき2名まで30分以内とし、1日につき最大4名まで可 ・中学生までは面会不可 ただし主治医の許可がある場合に限り面会可	上記①～⑥を実施
VI	院内アウトブレイク時 ※院内感染事例発生時			面会禁止	・接触者と曝露状況等の調査が完了するまで、発生した病棟の面会を禁止とする ・全病棟に拡大のリスクがあると判断した場合は、院内面会禁止とする。調査完了後に、感染拡大リスクが単一部署に限定的であると判断した場合は、該当する病棟のみを面会禁止とする ・全病棟に拡大のリスクがあると判断した場合は、院内面会禁止とする		
★	レベルⅢ-Ⅵの状況下における 終末期患者や看取り、急変時の面会	制限あり ※主治医が許可した場合に限る			・同居者または親族（同居者または親族がいない場合は介助者） ・加えて患者本人とキーパーソンの許可がある方 ・1回につき2名まで30分以内 ※1日の人数と回数の制限はありません。 ※易感染状態にある方と感染予防の協力が得られない方は面会不可	・制限なし ※易感染状態にある方と感染予防の協力が得られない方は面会不可	①面会者表に記名すること ②発熱、咳、咽頭痛などの症状がないこと ④COVID-19罹患歴がある場合は、発症後1週間以上経過していること ⑤病院出入り口と病室出入り口で手指消毒を行うこと ⑥サージカルマスクを着用すること
※	COVID-19患者への面会	制限あり ※急変、終末期、看取りの際に主治医が許可した場合に限る			・同居者または親族（同居者または親族がいない場合は介助者）であること ・1回につき2名まで15分以内とし、1日に最大2名まで可 ・小学生までは面会不可 ※免疫力が低下している方、感染予防の協力が得られない方は面会不可		上記①②④⑤⑥に追加して、病室入室時に ⑦職員の説明に従い、手指消毒を行い、病院からお渡しする手袋、エプロンを着用すること ⑧病室退室時に職員の説明に従い、上記⑦とマスクを外し、手指消毒を行うこと ⑨病院からお渡しする新しいマスクを着用し、再度手指消毒を行うこと

※容態急変時や終末期の患者さん、その他、看取りの際などについては、この限りではありません。